

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、第五次香川県保健医療計画を定めたので、同条第十二項の規定に基づきその概要を次のとおり公示するとともに、香川県健康福祉部医務国保課及び各保健所において一般の縦覧に供する。

なお、第四次香川県保健医療計画（平成十六年香川県告示第百十三号）は、平成二十年三月三十一日を以って廃止する。

平成二十年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

